

平成 28 年 5 月 18 日

各 位

会 社 名	株式会社Eストアー
代 表 者	代表取締役 石村 賢一
コード番号	4304
問い合わせ先	取締役 柳田 要一
T E L	03-3595-1106

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成28年6月23日開催予定の当社第18回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号) が平成 27 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が導入されました。つきましては、当社は、本日付「監査等委員会設置会社への移行及び役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの充実の観点から、平成 28 年 6 月 23 日開催予定の当社第 18 回定時株主総会の承認を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することを決定いたしました。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 取締役として有用な人材の招聘を継続的に行うことを目的として、業務執行取締役等以外の取締役との間で責任限定契約を締結することを可能とするため、現行定款第 31 条第 2 項を変更案第 31 条第 2 項のとおり変更するものであります。なお、当該変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) 資本政策及び配当政策を機動的に行うことができるよう、剰余金の配当等を取締役会の決議により行う旨を定款第42条として新設するとともに、同条の一部と内容が重複する現行定款第 8 条及び第49条を削除するものであります。
- (4) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成28年6月23日(木)	(予定)
定款変更の効力発生日	平成28年6月23日(木)	(予定)

以 上

【別紙】定款変更の内容

(下線部は変更箇所です。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条～第7条 (条文省略)	第1条～第7条 (現行どおり)
(自己の株式の取得)	
第8条 当社は、 <u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u>	(削 除)
第9条～第17条 (条文省略)	第8条～第16条 (現行どおり)
第4章 取締役及び取締役会	第4章 取締役及び取締役会
第18条 (条文省略)	第17条 (現行どおり)
(員 数)	(員 数)
第19条 当社の取締役は、7名以内とする。 (新 設)	第18条 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) は、7名以内とする。 2 <u>当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u>
(選任方法)	(選任方法)
第20条 取締役は、株主総会において選任する。	第19条 取締役は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u>
2 (条文省略)	2 (現行どおり)
3 (条文省略)	3 (現行どおり)
第21条 (条文省略)	第20条 (現行どおり)
(任 期)	(任 期)
第22条 取締役の任期は、選任後 <u>2年以内</u> に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新 設)	第21条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の任期は、選任後 <u>1年以内</u> に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 3 <u>任期の満了前に退任した監査等委</u>
(新 設)	

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 23 条～第 24 条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 25 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第 26 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 27 条 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会の議事録)</p>	<p><u>員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第 22 条～第 23 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第 25 条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる</u>取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 26 条 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、<u>取締役(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)</u>の全員が書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第 27 条 <u>取締役会は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(取締役会の議事録)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 28 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p>	<p>第 28 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</p>
<p>第 29 条 (条文省略)</p>	<p>第 29 条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役の報酬等)</p>	<p>(取締役の報酬等)</p>
<p>第 30 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下「報酬等」という。) は、株主総会の決議により定める。</p>	<p>第 30 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下「報酬等」という。) は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議により定める。</p>
<p>(取締役の責任免除)</p>	<p>(取締役の責任免除)</p>
<p>第 31 条 (条文省略)</p>	<p>第 31 条 (現行どおり)</p>
<p>2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役との間に</u>、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、金 50 万円以上で予め定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>	<p>2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役 (業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、金 50 万円以上で予め定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>
<p>第 5 章 <u>監査役及び監査役会</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(<u>監査役及び監査役会の設置</u>)</p>	<p>(削 除)</p>
<p>第 32 条 当会社は、<u>監査役及び監査役会を置く。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(<u>員 数</u>)</p>	<p>(削 除)</p>
<p>第 33 条 当会社の監査役は、5 名以内とする。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(<u>選任方法</u>)</p>	<p>(削 除)</p>
<p>第 34 条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(任 期)</u></p> <p><u>第 35 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	(削 除)
<p><u>(常勤監査役)</u></p> <p><u>第 36 条 監査役会は、その決議により常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役会の招集)</u></p> <p><u>第 37 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役会の決議方法)</u></p> <p><u>第 38 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数で行う。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役会の議事録)</u></p> <p><u>第 39 条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役会規則)</u></p> <p><u>第 40 条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役の報酬等)</u></p> <p><u>第 41 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。</u></p>	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p><u>第 42 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、取締役会の決議により、法令の限度において免除することができる。</u></p> <p><u>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、金 50 万円以上で予め定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p>第 5 章 監査等委員会</p> <p><u>(監査等委員会の設置)</u></p> <p><u>第 32 条 当社は、監査等委員会を置く。</u></p> <p><u>(監査等委員会の招集)</u></p> <p><u>第 33 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p><u>(監査等委員会の決議方法)</u></p> <p><u>第 34 条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(監査等委員会の議事録)</u></p> <p><u>第 35 条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>第 6 章 会計監査人</p> <p>第 43 条～第 45 条 (条文省略)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第 46 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第 7 章 計 算</p> <p>第 47 条 (条文省略)</p>	<p><u>(監査等委員会規則)</u></p> <p>第 36 条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p> <p>第 6 章 会計監査人</p> <p>第 37 条～第 39 条 (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第 40 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第 7 章 計 算</p> <p>第 41 条 (現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p> <p>(期末配当金)</p> <p>第 48 条 当社は、<u>株主総会の決議によって、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当 (以下「期末配当金」という。) をすることができる。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(中間配当金)</p> <p>第 49 条 <u>当社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当 (以下「中</u></p>	<p><u>(剰余金の配当等の決定機関)</u></p> <p>第 42 条 <u>当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず、取締役会の決議によって定める。</u></p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第 43 条 当社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当 (以下「期末配当金」という。) をすることができる。</p> <p>2 <u>当社は、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当 (以下「中間配当金」という。) をすることができる。</u></p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="336 221 788 297"><u>間配当金」という。)をすることができる。</u></p> <p data-bbox="201 344 611 380">第 <u>50</u> 条 (条文省略)</p> <p data-bbox="440 472 547 508">(新 設)</p>	<p data-bbox="815 344 1249 380">第 <u>44</u> 条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="815 434 1321 510"><u>附 則</u> (<u>監査役の責任免除に関する経過措置</u>)</p> <p data-bbox="842 517 1406 761"><u>当社は、第 18 回定時株主総会終結前の行為に関し、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、取締役会の決議により、法令の限度において免除することができる。</u></p>

以上